

低速電動車を運転されている方へのヘルメット着用について

【内容】

高齢者の方が、低速の電動車を運転されているのを時々お見受けします。しかし、ヘルメットを着用されていません。ヘルメットの着用は、道路交通法には定められていないと思いますが、田辺市だけでも奨励から始めて、将来義務づけしてはどうでしょうか。

【回答】

電動車椅子の件につきましては、田辺警察署交通課とも協議したところ、ご承知のとおり電動車椅子は道路交通法上、歩行者扱いになっているため、ヘルメット着用を義務化することにはならないという事でした。

しかしながら警察としましても、高齢者の電動車椅子利用にかかる安全確保は必要な課題であることから、和歌山県警本部交通企画課では「ひまわり班」という組織し、機会をとらえ県内在住の高齢者等を対象とした交通安全指導を行っており、また田辺警察署交通課と交通安全協会でも同様に「交通安全教室」を積極的に実施し、その中で、特に高齢者の方々には、電動車椅子での注意点についての指導も行っているとの事です。また高齢者だけでなく、自動車を運転する一般ドライバーにも、歩行者と同様、巻き込みによる事故等に注意するよう啓発しているとの事でした。

その他の関係機関にも照会したところ、ヘルメット着用については安全で良い反面、高齢者の方々が外出する貴重な手段となっている電動車椅子に規制を加えることは、逆にマイナスになるのではないかという声も聞かれました。

以上関係機関の意見を踏まえ、今後とも警察と連携を密にしながら、安全を促す指導啓発等を積極的に進めていくとともに、更に検討していきたいと考えています。

(担当：広聴広報課)